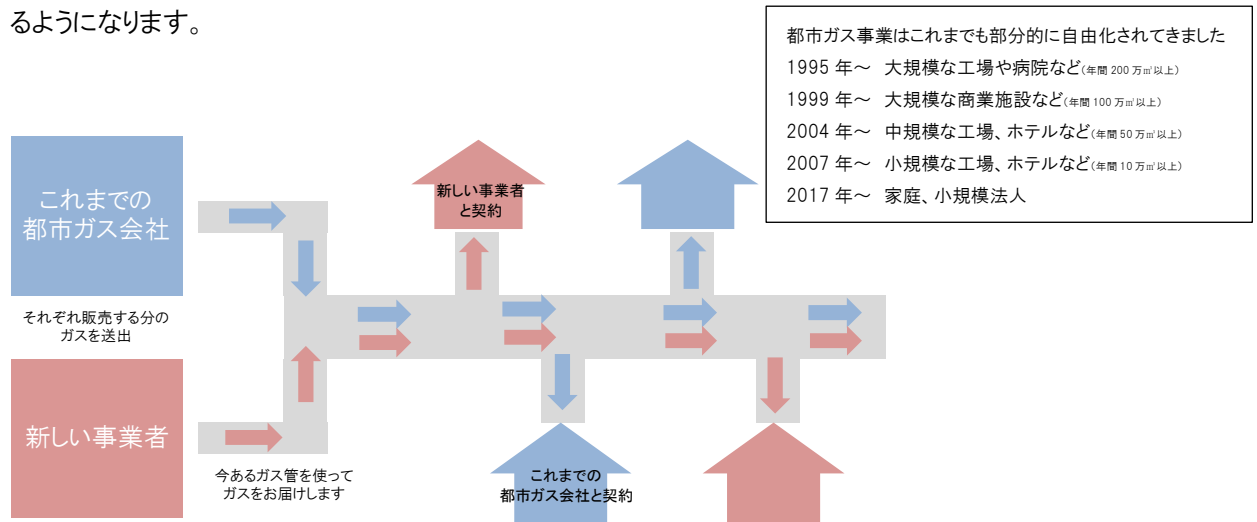


詳しく知りたい！金沢市におけるガス自由化

大規模な工場などのお客さまを除き、これまでは「ガス事業法」という法律に基いて、国が地域ごとに許可した都市ガス会社が独占して都市ガスの販売を行っていました。

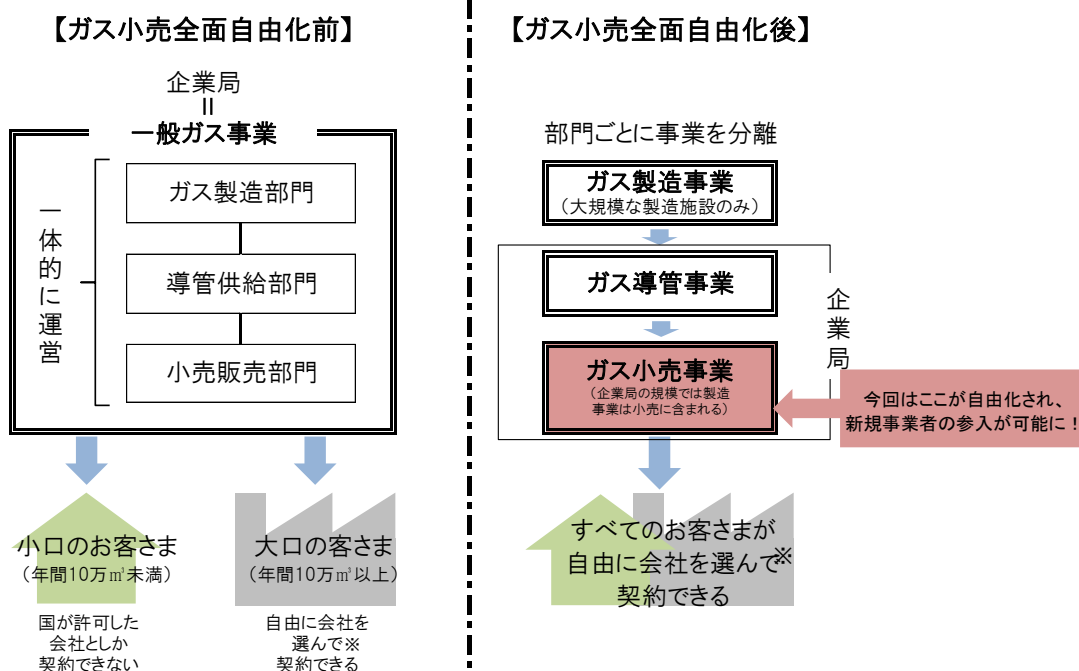
しかし、2017年4月以降は新しい事業者もご家庭など全てのお客さまを対象に都市ガスを販売することができるようになり、複数の会社が都市ガスを販売する地域では、契約するガス会社を選ぶようになります。



何が自由になるの？

2017年4月にスタートするガス自由化は「ガス小売全面自由化」ともいいます。

小売全面自由化後は、ガス会社はガスを製造する「ガス製造事業」、自社や他社のガスを輸送する「一般ガス導管事業」、ガスを小売する「ガス小売事業」に分けられます。



※複数の会社が都市ガスを販売している場合

◆「ガス小売事業」……これまで認められていたガス販売の地域独占はなくなり、料金規制も原則撤廃されます。

企業局ではこれからも、一部の大口契約等を除き、議会の議決が必要な条例で料金を設定します。

また、小売事業者は一般ガス導管事業者の所有するガス管を利用して都市ガスの販売を行います。

◆「一般ガス導管事業」…ガスの導管網を維持する重要な役割があるため自由化されず、これまで同様、地域独占が認められますが、すべての小売事業者が公平にガス管を使えるよう利用条件などを定めて国の認可を受けなければなりません。

企業局もガス自由化後は一般ガス導管事業、ガス小売事業の 2 つに区分されますが、変わらず両方の役割を担いますので、お客さまはこれまでどおり企業局の都市ガスをご使用いただけます。

新しいガス会社への切り替え

新たにガスを販売する事業者は、事業の開始前に国からガス小売事業の登録を受ける必要があります。平成 29 年 2 月 1 日現在、ガス小売業者に登録しているのは 10 社となっており、供給予定地域を「北陸」としているのは 1 社のみとなっています。

しかし、企業局の所有する導管と他事業者の所有する導管が接続されていないことなどから、2017 年 4 月から企業局供給区域で新たに都市ガスを販売する小売事業者はありません。

今後、新しい小売事業者が企業局供給区域でガス販売を開始する場合は、小売事業者を選択することが可能となります。

登録ガス小売事業者一覧は資源エネルギー庁のホームページに掲載されています。

■[ガス事業制度について\(資源エネルギー庁\)](#)

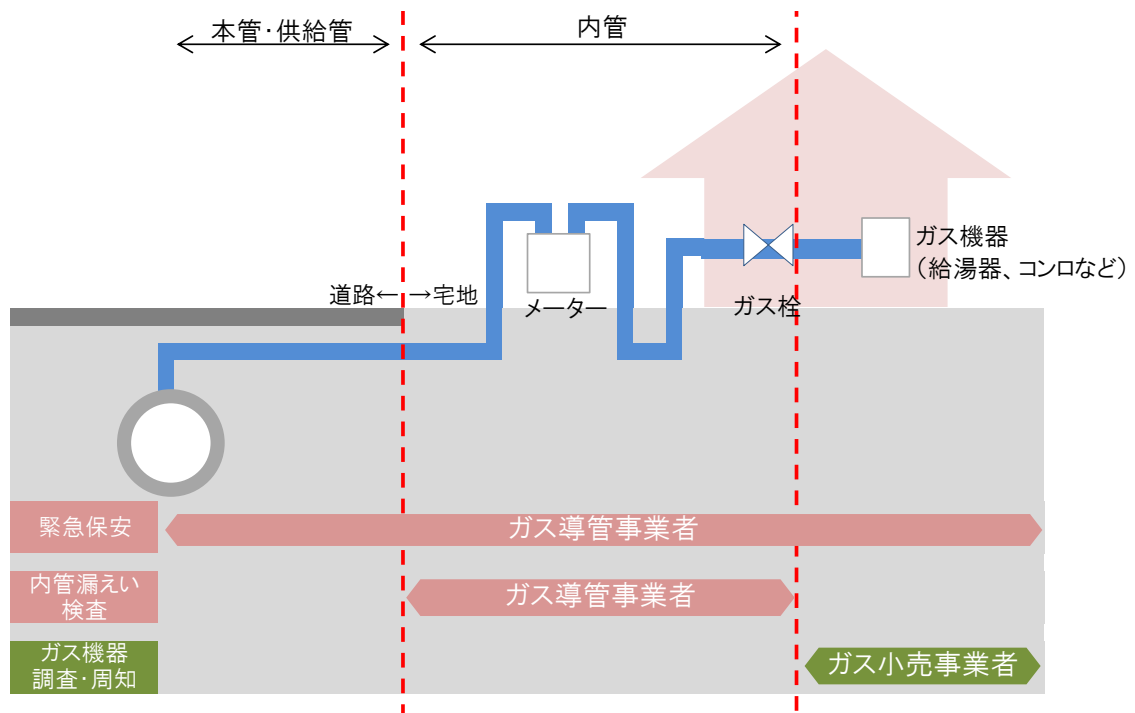
ガス自由化後の保安責任について

ガス小売事業者にはガス機器の調査(定期保安点検など)・危険発生防止の周知に関する義務が課されます。

一般ガス導管事業者には、ガス機器と内管の緊急保安および内管の漏洩検査の義務が課されます。

両者には平常時、災害発生時ともに連携・協力する努力義務が課されます。

企業局のガスをお使いのお客さまには、これまで同様企業局が保安業務のすべてを行います。



さらに詳しくガス自由化について知りたい方は日本ガス協会のホームページをご参照ください。

■[新しいガス事業制度について\(日本ガス協会\)](#)